

会 議 録

1 会議名

平成26年度第8回有田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【諮問事項】

諮問第14号 やすえこどもの家の廃止について（公開）

諮問第15号 かみげんにゆうこどもの家の廃止について（公開）

諮問第16号 しももんぜんこどもの家の廃止について（公開）

諮問第17号 リージョンプラザ上越の利用料金上限額の変更について（公開）

諮問第18号 ワークパル上越の利用料金上限額の変更について（公開）

諮問第19号 上越市カルチャーセンターの使用料の変更について（公開）

諮問第20号 上越科学館の使用料の変更について（公開）

諮問第21号 スポーツ公園多目的運動広場の利用料金上限額の変更について
(公開)

諮問第22号 スポーツ公園庭球場の利用料金上限額の変更について（公開）

諮問第23号 スポーツ公園野球場の利用料金上限額の変更について（公開）

3 開催日時

平成27年1月19日（月）午後3時00分から午後4時35分

4 開催場所

内山料理店

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 秋山千恵子、市川 禅、大原久雄、樺沢早苗、木澤 勝、熊木敏夫、
黒河 薫、澤田勝也、高橋秀樹、豊岡美恵子、中川 清、藤田明仁、
松田鉄男、宮澤義幸、吉川建嗣（欠席3名）

- ・事務局： 北部まちづくりセンター：関川センター長、荒木係長、星野主任
こども課：笠原課長、白石副課長、黒津主任
用地管財課：山田課長、松村主事
産業振興課：米持課長
都市整備課：長谷川副課長、山辺係長
生涯学習推進課：笹川課長、佐藤係長
上越科学館長：永井館長
体育課：國元課長

8 発言の内容

【関川センター長】

只今から平成26年度第8回有田区地域協議会を開会します。本日の出席人員は15名です。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。はじめに熊木会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【熊木会長】

本日は、足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。

本年、一番最初の会議になりますが、年度としては第8回で、3月まで続きます。本日も慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

【関川センター長】

ありがとうございました。

それでは同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。熊木会長お願いします。

【熊木会長】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日の会議終了予定時刻は16時30分頃を目標にしていきたいと思いますので、スムーズな進行に御協力お願いします。

本日の会議録の確認ですが、名簿順で樺沢委員と木澤委員をお願いします。

では、「議題」に入ります。本日は【諮問事項】「こどもの家の廃止について」が3件と「施設使用料の変更について」7件を審議したいと思います。

まずは、諮問第14号から第16号、「こどもの家の廃止について」をこども課から説

明をお願いします。

【こども課：笠原課長】

こども課課長の笠原と申します。よろしくお願いします。

－ 資料「やすえこどもの家の廃止について（諮問）」

「かみげんにゆうこどもの家の廃止について（諮問）」

「しももんぜんこどもの家の廃止について（諮問）」

「こどもの家の譲渡等に関するこれまでの経緯について」に基づき説明 －

【熊木会長】

ありがとうございました。只今の報告について御意見、御質問等ありましたら挙手でお願いします。

【中川委員】

「しももんぜんこどもの家」の場合、登記はこれからなのです。土地の部分をどう考えていますか、知っている範囲で教えてください。

【熊木会長】

しももんぜんこどもの家の登記の進捗状態はどうなっているかをお聞きしたいようです。

【こども課：笠原課長】

今は、市の建物として登記してあります。

【熊木会長】

何時、登記の手続きが完了しますか。予定だけ決まっていれば説明願います。

【こども課：笠原課長】

下門前町内会の法人化手続きは既に完了しております。4月1日に譲渡しましたら、それ以降に建物を下門前町内会へ所有権移転の登記をするということです。

【熊木会長】

4月1日以降ということですね。了解しました。

【吉川委員】

やすえこどもの家ですが、現在、安江1丁目と2丁目が使用しています。ですが、譲渡先を見ると安江1丁目となっています。実際の所在地は安江2丁目にあるのですが、町内は譲渡を受けることを何故拒んだのか。理由を教えてください。

【こども課：笠原課長】

その様な町内会は他にもあります。当時の経緯の中で、4つの町内会や6つの町内会が共同で土地を用意した所もあります。お譲り先は、それぞれの町内にお任せしました。例えば4つの町内が共有名義で受け取ろうという所もありますし、3つの町内があるうち1つの町内が代表して受け取ろうという所もありました。それは、それぞれの町内の御事情によってお決めいただいて、その結果、このようになっているということです。

【吉川委員】

借地料が高いという問題は、世帯数が多いところは譲渡を受けることが可能だと思っております。

【熊木会長】

私は関係町内の安江1丁目なので、私から説明します。

2つの町内会で事前の協議というのはありませんでした。最初是一緒にやるという話だったのが、総会で一方的に「受けない」という話になりました。安江2丁目さんにもいろいろ事情はあるようなので、とりあえず安江1丁目が譲渡を受けるということになりました。子どものこともあるので、今後のことは、「町内会の役員とかで話をしていきましょう」というのが現段階です。とりあえず譲渡を受けるとなりました。そして、安江1丁目で管理していくということですので、その辺のことはあまり介入しないほうがよろしいかと思っております。とりあえず、子どもには迷惑掛けられませんので、安江1丁目が受けるというのが現状です。

【高橋委員】

このA3の資料の中で「2(6)子どもの遊び場機能について」の〈町内会と行政の役割分担〉とありますが、安江、上源入、下門前とかに、放課後児童クラブが存在しないのでこどもの家をやっている訳です。何故かと言いますと、例えば、この中で、町内会の方がよく「いいよ」と言ったなと思っっているのが、子どもの遊び場の機能というのは建物とは別に、例えば、屋外にあるものは別ですが、屋内はいろいろと光熱水費を使いますよね。ところが、「その他光熱水費、消耗品等」の負担は町内会になっている。そうすると、町内会に譲渡したということは町内会に対して、「これを借ります。月にいくらです」と言われたと時に、支払う予定なのかどうなのかということです。そうしないと、町内会は、これは、市が管理していますよね。そこのところがどうなっているか教

えてください。

【こども課：笠原課長】

この校区には、放課後児童クラブが設置されております。それから、こどもの家の遊び場の機能をやっている時間帯については市が各町内から無償でお借りするということになっております。私どもの試算では、お子さんが利用している時は、暖房とか冷房を使用することも含めて、それほどお金は掛かっていないという状況です。むしろ町内が町内会館としてお使いになっている時間帯に電気等を使っているという実態があるのは事実です。子どもの時間帯に多く使い、かなりの負担が掛かるということは無いと思いますし、どのくらいの負担になるかというのは、それぞれの町内に、これまで市がやってきた金額をお見せしながら御理解いただいているということです。

【高橋委員】

では、安江、上源入、下門前の町内会の方へはその話が出来ているということですね。

【こども課：笠原課長】

はい、そうです。

【高橋委員】

というのは、譲渡なのだから、契約することを口頭でお話されていましたが、それがきちんと契約書みたいな形にするのですか。

【こども課：笠原課長】

こちらにつきましては、譲渡するということで譲渡契約をきちんと結ぶということで、その中に必要なものは盛り込んであります。

【高橋委員】

分かりました。

【宮澤委員】

資料の「2（5）譲渡に伴う修繕について」ですが、安全管理のための非常階段、屋根、外壁とありますが、大規模修繕。例えば、災害に遭ったとか、火災に遭ったとか。小さな修繕ならいいけど、台風来て屋根が飛んでしまったとか、雪崩で戸がみんな壊れたとなったら、少々の修繕では済まないと思います。譲渡後にそうなった場合はどうなるのですか。

【こども課：笠原課長】

まず、通常の修繕につきましては、ほかの町内会館も同じように、市から250万円を限度に補助金が出ることになっています。例えば、災害等で大規模な修繕をした時は災害救助金の適用となりますが、このような公の施設につきましては、国から援助が出ることになっております。これは全ての町内会が同じ状況になると考えております。

【宮澤委員】

市として上限が250万円ですね。あと、助成金として国から出るのですね。

【こども課：笠原課長】

はい。もし、大きな災害の時には、国の災害救助法が適用になります。

【宮澤委員】

はい、分かりました。

【木澤委員】

少しお聞きしたいのですが、「こどもの家」と名乗らなくてもいいのでしょうか。何故かと言うと、「こどもの家」を廃止して町内会の持ち物になるのだから、例えば「上源入町内会館」だとか、そういう名乗り方は出来るのですか。

【こども課：笠原課長】

基本的にはそうなると思います。要するに町内会館としてお譲りしますので「町内会館」という名前になると思います。

【木澤委員】

もう1つよろしいでしょうか。例えば「こどもの家」という形の中で、関係町内は当初の頃、みんな応援したと思うのです。造った場所はあくまでも、その町内だけ、関係町内がいっぱいある訳ですよ。何故かと言うと、しももんぜんについても私たちが子どもを提供した訳ですよ。そんなことが一つも話は無いのだけれど、今度、町内会館となると、この形で行けば市で少しお金を出していますので、ほかの町内の子も行っていいということなのではないでしょうか。

【こども課：笠原課長】

子どもの遊び場の機能というのは、まさに地域のためですので、ほかの町内のお子さんにも遊びに来てもらいたいと思いますし、それぞれの町内会には、これまでとおり機能を維持してくださいとお願いしてあります。

【吉川委員】

こどもの家では飲食が出来ないようになっていきますよね。今度は町内に譲渡するということになればそれはやってもいいのですか。

【こども課：笠原課長】

お任せします。

【熊木会長】

他にありませんか。

【中川委員】

ずっと議案を見ていくとプレゼンテーションの仕方が悪い。もう少し、どういう事情で、どういう要因でこうなったかということ、もう少し詳しく書いてほしい。もう少しきちんとしてください。

【熊木会長】

意見としてお聞きいただいて、今後に活かしてください。

他にありませんか。

(意見なし)

それでは、3つの諮問を個別に答申したいと思います。

「諮問第14号 やすえこどもの家の廃止について」諮問のとおり適当と認める方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、適当と認めます。

続いて「諮問第15号 かみげんにゆうこどもの家の廃止について」適当と認める方は挙手願います。

(全員挙手)

では、適当と認めます。

続いて「諮問第16号 しももんぜんこどもの家の廃止について」適当と認める方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、適当と認めます。

では、以上で「こどもの家の廃止について」終了します。こども課の皆さん、ご苦労様でした。

【こども課：笠原課長】

ありがとうございました。

－ こども課 退室 －

【熊木会長】

それでは、引き続き、諮問第17号から諮問第23号、「施設使用料の変更について」です。対象は7施設で、それぞれの担当課が来ておりますので、初めに代表として体育課から施設使用料の見直しの概要について説明していただきたいと思います。その後、個々の施設の担当課から説明をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それではお願いします。

【体育課：國元課長】

お疲れさまでございます。体育課長の國元と申します。よろしくお願いします。会長のおっしゃったとおり、私が代表しまして「施設使用料の見直しについて」の全体的な話をさせていただきます。

本日はこれまで検討を進めて参りました公の施設の使用料の見直しに関しまして、有田区にある施設の使用料を改定することによって有田区の住民の皆様にも及ぼす影響等について諮問させていただきます。この度の施設使用料の見直しの考え方については、昨年11月以降、行政改革推進課が説明しておりますが、個々の施設使用料の改定案の説明に入る前に、改めて見直しの概要を説明させていただきます。当市では、集会施設や体育施設などの多くの施設において、使用料の水準が近隣の市等と比較して低い水準にあり、また、施設に掛かる維持管理経費に対する使用料の収入は1割から2割程度に留まっております。その結果、維持管理経費の多くを、施設を利用しない人を含む市民の税金によって賄っている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成26年4月1日の時点で939ある公の施設のうち、法令等の規制によって市独自の料金設定、あるいは料金設定そのものが困難な施設を除く、集会施設や体育施設などの約220の施設を見直しの対象とし、施設の利用者から応分の負担をいただく「受益者負担」の観点から、施設使用料の見直しを検討してまいりました。

今回の見直しの結果、全体で74の施設について、使用料の増額改定をさせていただきますと考えております。当有田区においては、7つの施設の料金を改定させていただ

きたいと考えております。

施設使用料の算定方法については、それぞれの施設にかかっている維持管理経費を基に原価を算定し、各貸出スペースにかかっている1時間当たりのコストを料金の基本としております。

これに設備の充実度や経過年数等の付加価値に応じて、100%・75%・50%の三段階の負担割合を掛け算して施設の性能やサービス水準に応じた使用料となるよう補正を行います。

なお、施設使用料の見直しにより、見直し後の使用料が現行の使用料より著しく高額となる場合には、利用者の負担の過度な増加を防ぐため、原則として改定上限額を現行使用料の1.5倍にしたいと考えております。但し、当市の使用料は元々、大変低い水準であることを踏まえ、算定後の使用料が、民間や近隣自治体の料金水準と比較して特に低い状況にあるテニスコートと野球場の一部施設につきましては、現行使用料の2倍を上限額としております。

一方、こうした方法により算定した使用料が、現在の使用料を下回った場合については、使用料収入の水準が低い状況であることを踏まえ、現在の使用料を維持したいと考えております。このほか、この度の見直しにおいて、市外利用者の使用料を通常の200%、つまり、2倍とするほか、現在、通常200%の使用料をいただいている営利・営業目的利用については、施設間の整合を図ってまいります。なお、これらは、全市共通の対応であるため、今回の諮問の対象とはしていません。

また、昨年4月に、消費税率が8%に引き上げられましたが、平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げが平成29年4月に延びたこと等を踏まえ、今回は消費税率引き上げ分の転嫁を実施せず、3年後の使用料の見直しの際に、併せて対応を検討していきたいと考えております。

施設使用料についての概略の説明は以上となります。本日諮問させていただき施設使用料の改定につきましては、地域協議会から答申をいただいた後、平成27年3月の市議会定例会に使用料改定の条例改正を提案し、今年の10月から施行を目指して参りたいと思います。

以上が全体的な説明です。各施設の説明はそれぞれの所管課で説明させていただきます。

【熊木会長】

ありがとうございました。それでは、「諮問第17号 リージョンプラザ上越の利用料金上限額の変更について」担当課からの説明をお願いします。

【用地管財課：山田課長】

リージョンプラザ上越を所管しております用地管財課長の山田と申します。

それでは、私から「諮問第17号 リージョンプラザ上越の利用料金上限額の変更について」説明させていただきます。

－ 資料 「諮問第17号 リージョンプラザ上越の利用料金上限額の変更について」に基づき説明 －

【熊木会長】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、「諮問第18号 ワークパル上越の利用料金上限額の変更について」をお願いします。

【産業振興課：米持課長】

ワークパル上越の所管しております産業振興課長の米持でございます。よろしくお願ひします。

それでは、「諮問第18号 ワークパル上越の利用料金上限額の変更について」御説明いたします。

－ 資料 「諮問第18号 ワークパル上越の利用料金上限額の変更について」に基づき説明 －

【熊木会長】

ありがとうございました。

続きまして、「諮問第19号 上越市カルチャーセンターの使用料の変更について」をお願いします。

【生涯学習推進課：笹川課長】

カルチャーセンターの管理、運営を担当しております生涯学習推進課長の笹川と申します。よろしくお願ひします。次第に書いてありますように、都市整備課が所管している施設ですが、実際の日々の管理は私ども、生涯学習推進課、公民館でやっているということで私から説明させていただきたいと思ひます。

それでは、「諮問第19号 上越市カルチャーセンターの使用料の変更について」を御覧ください。

- － 資料 「諮問第19号 上越市カルチャーセンターの使用料の変更について」に基づき説明 －

【熊木会長】

ありがとうございました。

続いて、「諮問第20号 上越科学館の使用料の変更について」担当課の方をお願いします。

【上越科学館：永井館長】

上越科学館長の永井と申します。よろしく申し上げます。

「諮問第20号 上越科学館の使用料の変更について」御説明します。

- － 資料 「諮問第20号 上越科学館の入館料の変更について」に基づき説明 －

【熊木会長】

ありがとうございました。

続きまして諮問第21号から諮問第23号につきまして、体育課から説明をお願いします。

【体育課：國元課長】

では、体育課の3つの施設について説明申し上げます。

- － 資料 「諮問第21号 スポーツ公園多目的運動広場の利用料金上限額の変更について」
- 「諮問第22号 スポーツ公園庭球場の利用料金上限額の変更について」
- 「諮問第23号 スポーツ公園野球場の利用料金上限額の変更について」
- に基づき説明 －

【熊木会長】

ありがとうございました。

全ての説明が終わりましたので、それぞれ御意見、御質問等ありましたら挙手にてお願いします。

【高橋委員】

一番最初に國元課長から説明がありましたよね。全体の説明については、資料を見れ

ば分かる訳ですよ。まずそこが駄目。それから、それぞれ同じ質問なのですが、「使用料はいくらがいくらになった」という説明でしたが、「全体的に今まで収支がこうだった」ということに対して、改定後は、「こういうふうになった」というものが無い。それはきちんと出ていますよね、それが1点。それともう1点。例えば、カルチャーセンターを例にしますと、他のところもそうなのですが、収支を見ますと、平成24年度からいきなり支出が増えている。先ほどの國元課長が冒頭でお話しした維持管理費と言いながら支出の中で維持管理費がどれくらいのウエイトを占めていて、いわゆる通常の中でほかに掛かる経費が分からない。これは他の委員の方がどう考えているか分かりませんが、この資料では「全体図がこうなっていて、こうなる」、「それで収支はこういうふうに変更される」という説明が無いと、私は全く分かりません。この辺はどういうふうにお考えですか。

【体育課：國元課長】

私で答えられる範囲でお話しします。最初に概要説明をさせていただきましたが、行政改革推進課では、11月から12月にかけて各地域協議会で使用料の見直しに関する全体的な考え方について説明させていただいているということで我々は承っております。ですので、その際に資料が配布されているのではないかと考えて協議会に来ているのですが、その辺はどうでしょうか。

【高橋委員】

それは、配布されているのなら「今日は説明があるから配布された資料を持ってきてください」と言うとか、何にも説明が無いですよ。概要説明を聞いても分かりません。

収支をまとめたものがあるのですか。全体的に値上げすることによってどういうふうになるという、まとめた資料をお持ちですか。

【体育課：國元課長】

私が、行政改革推進課からいただいた資料の中で、先ほども説明させていただいた中で、維持管理費全体に掛かる各施設の使用料の充当されている割合というものくらいしかありません。

【高橋委員】

資料の中に収支状況が書いてありますが、使用料を上げることによってこういうふうになるというのはまとめてあるのですか。この資料は今までの実績というだけで、「値上

げをすることによってこういうふうになります」というものが無かったら、「値上げが良いか悪いか審議してください」って言われても、他の方はどうか分かりませんが、私は審議しようがない。値段が妥当かどうか分からない。そういう資料はもちろんありますよね。

【体育課：國元課長】

今日は持ってきておりません。

【高橋委員】

では、どうやって説明しているのですか。審議してくださいと言ってもおかしくないですか。どの方の説明も、価格を上げた後はどうなるのかという説明が何も無いです。

【生涯学習推進課：笹川課長】

生涯学習推進課長の笹川と申します。御質問にあったのは、個別の施設の収支の改善状況ということになるかと思えます。それぞれ課で算定はしていると思うのですが、先ほども言ったように持ち合わせていないというのが1つあります。この資料そのものは、統一フォーマットという形で書かれているので、これにはそういう意味で載せなかったというのがあります。例えば、全体像の中でそれぞれの物ということではなくて、統一の施設の改善状況はそれぞれ、今日持ち合わせていないところもあると思えますが、把握していると思えます。ちなみにカルチャーセンターで言いますと、体育施設の実績から見ますと、50万円ほど収入が増えるということです。50万円増えるのですが、維持管理費が同じであれば50万円増えた分だけ負担が減るということです。

【高橋委員】

資料を持って来ているか、来ていないかを聞いているのではなくて、何故その資料提供が無いのかということです。それと、もう1点は、収入を今までと同じに見ているのか、利用者の数を同じに見ているのか。中身によっては、例えば、リージョンプラザであれば、利用人数が減っていますよね。そういうものを加味されて収入計算されているのか。そういうものが何も見えないですよ。今の説明で、持っている人がいます、いません、というのはすごく無責任です。個別のことを聞いて、「100円が120円になった」と言われても私たちは分からないのです。

それと、もう1つ、スポーツ公園については支出が全然書いてありません。これでは収支は全然分かりません。こういう資料に対しては非常に不満です。不備だと思います。

以上です。

【熊木会長】

諮問するにあたって、そういう材料がほしいという意見なのですが、そちらの課としてどう考えていますか。説明できればお願いします。

【体育課：國元課長】

お答えになるか分かりませんが、今回の諮問の理由等としましては、どこの地域協議会に対しても、そこにお住いの住民の皆様の生活に及ぼす影響について御意見をいただきたいという内容の諮問をさせていただいております。それぞれの施設の収支の状況説明は、各地域協議会への説明では省かせていただいているのが現状です。

【熊木会長】

基本的には、今回の答申の主は、地域住民に与える影響についての諮問だけというふうに理解してよろしい訳ですね。

【体育課：國元課長】

はい、そうです。

【高橋委員】

そうすると、今まで税金で払っていたものを今度は受益者が負担することについて、税金がどれくらい減るかというものがないと、地域住民にどれだけ影響があるかは何をもって判断するのですか。おかしいですよ。

【体育課：國元課長】

使用料の充当割合をこれから高めていくということで、施設を使わない方からの税金を徐々に減らしていくという考え方です。使っていただいた方が応分の負担をするという考え方に基づいて今回の使用料の見直しを行っております。数字の資料を持ち合わせていないのは大変申し訳ないのですが、我々、市の考え方としてはそういうことでございます。

【宮澤委員】

國元課長。冒頭の大事な話は早口でしゃべっては駄目ですよ。しかも私たちは地域の皆さんの代表ですよ。皆さんに説明しなければいけないのです。この資料だけで「分かりました」にはなりません。早口でしゃべった言葉で「納得してください」、「分かりました」というふうにはいきません。決して皆さんの値上げを反対している訳ではないの

です。少し、説明の仕方に問題があると思います。協議会の皆さんに説明する時は「こうなるから、こうなるのです」というふうにゆっくり話をしてください、大事なことでないですか。全て、有田地区の施設ですよ。

【体育課：國元課長】

私自身はゆっくり話していたつもりなのですが、元々早口なので大変申し訳ございません。

【松田委員】

皆さんに質問したいのですが、一律値上げして、皆さんもこれだけの書類を作るにあたって、必ずこれに対して利益が出るという確認を持ってやっつけていらっしゃるのですか。赤字になっているところもあるのに、勝手に100%、200%と上げているのですか。皆さん、確実に利益が出るという自信を持って書類を作ったのでしょうか。それだけ確認したいです。

【体育課：國元課長】

利益が出るということではなくて、維持管理費に掛かる使用料の割合をもう少し増やしていく。そのことで市民の皆さんの税金で賄っている負担を減らしていくという考え方があります。「施設使用料のあり方」とありますが、儲けようとしている感覚は一切ありません。

【松田委員】

私は、儲けるという言い方をしていますが、プラスマイナスゼロでいけるようにするということは、儲かっているということですよね。本来の姿であれば、市の建物だからすべて無料であるのが普通ですよね。本来、市がサービスとしてやるべきですよね。それと、利用している利用料金をゼロにするというのが本来の姿ですよ。そうすればみんなが出資したものに対して、それには負担が掛からない。そのためにこれだけ値上げしたのですよね。違うのですか。それに近づけるために値上げしているのですよ。私の考えは違いますか。

【熊木会長】

今の意見に対して何かあればお願いします。無ければ次の質問に移ります。

【体育課：國元課長】

維持管理経費よりも収入が上がるようにするための値上げではございません。あくま

でも維持管理経費を賄うためのものです。施設を使わない方の税金も現在は投入されているので、使った方から維持管理経費を払っていただくということです。もちろん大規模な修繕とか、施設をより良く整備するとか、そういうたくさんのお金が掛かる部分につきましては市民の皆さん全員で負担していただくという二通りに分ける考えかたをしております。

【藤田委員】

公共施設というのは市の税金で造って、維持管理費が掛かる訳ですから、それを受益者負担で利用料金を定めている。ただし、利用状況が悪かったら、個々の値段の設定が低すぎた場合には、負担が大きくなりすぎるということだと思います。だから改正するのだと私は受け止めます。そうであれば、今回上げたから収支はどうなるのか。先ほど高橋委員も言ったのですが、現在どれだけの管理費が掛かっているのか。今これしかもらっていない分は、市税から補填しているのだと。あまりにも大きいから受益者負担を増やして、市の一般の皆さんの負担を減らそうという目的ではないかと。でも。これだけ上げたらどれくらい負担が減るのかということで、その基礎が必要だと言ったのが、たしか、高橋委員のお話だと思います。要するに、原価計算的なものをある程度、土台にきちんと置いた中で、みんなのものだから許容ある心の中で、その裁量を決めていくというのが、こういう公共施設の利用料金を定めることではないだろうかと思います。いかに、たくさん公共施設を利用していただいて、本当に有益にすることも大事なことで、商売で言えば、売上を上げるということにつながると思います。私はそんなふうに理解しています。以上です。

【高橋委員】

特に気になるのは支出のところですか。例に挙げるとワークパル上越の支出を見てください。毎年200万円ずつ増えている。維持管理費云々と言ったら、藤田委員の話ではないけど、維持管理費がそのうちどれくらい占めているかが分かりません。いわゆる支出に関する手立てはきちんとしているのですか。ただ、まさか単価だけ上げて、吸収しようとしているのではないのかという話になってしまいます。そういうところを見るためにはきちんと「これだけやっているから、維持管理費でこれだけ占めていたものがこれだけになるからこのところはこういうふうに回っているのですよ」と。ベースは、言い方は悪いけど、市にはお金が無い訳でしょ。お金があれば利用は無料ですと言いた

い訳でしょ。だから、こういう施設だとかお金を掛けないために何をしようかと言ったら、そういうふうにしようというのが皆さんの報告の中には見えない。そこが問題ですよ。挙句の果てに「地域にどれだけ金額が影響するかお聞きしたい」という失敬な話ですよ。そここのところをきちんと認識した上で、皆さんは資料をまとめられたり、審議をまとめたりしないよね。他の地域協議会は分からないけど、他の所でも同じことを言っている訳ですよ。そここのところをよく理解した上で、足りない資料は追って出しますという良い答えをすればみんなに言われなかったのですよ。

【宮澤委員】

先ほど、受益者負担とおっしゃいましたが、利用する人は上げてもしようがないと思いますが、利用しない人に対しては出来るだけ税金を安くして、と言われましたよね。「利用しない人の税金を下げる」ことは、非常に大事な発言ですから、私もきちんと書きました。もう1点大事なことは、地域に影響ということはどういうことを意味しているのでしょうか。

【体育課：國元課長】

料金が1.5倍から2倍ということで値上がりする訳ですので、それによって今まで使っていた方々が、使う回数を減らさなければいけないとなったり、あるいは、サークルとかクラブであれば、毎月集めている会費をもう少し値上げしないと追いつかないかなとか、そういうふうな利用をしていただく上でも、もしお困りの点が出てくるのかということをお聞きしたいなと思ひまして、今日はお邪魔しました。

【熊木会長】

基本的には、そのベースで諮問されているのだと思いますが、いろいろな委員の方が言われたように、基本的に資料をもう少し付け加えていただければ何も異存は無いのです。当然赤字になるからなのでしょうけど、税金を使うよりは受益者負担と言うのを当然求めますから。その原資である収支バランスとか、支出が増えるということは、努力した結果、それでも増えるという文言がほしいという部分もあります。そういったことを少しお考えになっていただきたいと思ひます。

【木澤委員】

ここで施設の担当課の皆さんに説明するというのは難しいと思ひます。本当は行政改革推進課で基本的な話をしなければいけない範囲だと思ひます。基本的には先ほど宮澤

委員がおっしゃったように、利用しない人にも同じ負担を掛けるという問題の中で出てきたのが話の筋です。それからもう1つは、他市町村と同じような施設との絡み合いの中で、その何倍もするような値段まで上げられないという中で、これを行政改革の中の専門部会でそれを審議しています。その一員として「地域にどれくらい影響がありますか」と。利用者ではない人に影響を聞いたってしょうがないのです。だから、かなり難しい話なのですが、これだけの値上がりをしなければならないという理解を得たいということでの話ならいいのですが、利用者が誰もいないというところもありますので、その辺が欠けていたのではないかと思います。本来の意味からすると、行政改革推進課からお話をいただいて、それから、地域の利用される方はこれでよろしいですかという話になってくると思うのですが、初めにそういう説明があったと思うのですが、これについては、こういうふうな考え方で答申すべきです。諮問をかけられたことについてそういう理解をしないと、内容そのもの自体を理解ではなくて、上げたことに対する影響がどのくらいありますかということの審議と考えないと話が進まないのです皆さんで確認していただきたいと思います。

【熊木会長】

ありがとうございました。

【体育課：國元課長】

高橋委員から御指摘いただきました各施設の現在の収支の状況、それから、値上げをしたことによる見通しについて、各課から大至急、資料を出させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【高橋委員】

これだけ言いたいのですが、決して上げるのに反対と言っているわけではないのです。それだけは理解してください。説明が分からないので、何を審議すればいいか分からないと言っているだけです。

【熊木会長】

では、資料は出来次第ということで、よろしくをお願いします。

諮問ですので、骨子とすれば、今、木澤委員からお話ししていただいた部分で、使う側の住民に負担になるかどうかということと、使用が制限されるかどうかということ。私たちの中では使わない人が主なのですが、推測と言ったら語弊があるかもしれませんが

が、その考えの中で御判断をよろしく申し上げます。内容まで精査するとなると、資料が無いので精査出来ませんので。それでよろしいですか。

【松田委員】

今の使用料と、値上げしてからの使用料を1年後くらいに比較してみるのも1つの方法だと思います。あまり高すぎて使わなくてというのが出てくるかもしれない。

【木澤委員】

ただ、改定は10月からなのです。

【松田委員】

ある程度バランスを取らないといけないと思います。

【体育課：國元課長】

今の御意見ですが、平成27年10月から値上げ料金で対応していくということです。各施設がその後、どういうふうな利用状況になるのか、あるいは収支の状況になるのか。期間を区切りながら比較対照をしていきます。また、3年経過した時点でもう1回施設の維持管理費を原価計算しまして、値上げした料金のままでいいのか、もう少し値上げしたほうがいいのかという検討をさせていただくことを考えております。

【熊木会長】

分かりました。それでは、だいぶ意見も出て、これ以上意見を出すと答申出来なくなります。先ほども申したとおり、利用についての地域住民の影響という観点から、採決に移りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、個別で行きます。「諮問第17号 リージョンプラザ上越の利用料金上限額の変更について」適当と認める方は挙手でお願いします。

(全員挙手)

では、適当と認めます。次に「諮問第18号 ワークパル上越の利用料金上限額の変更について」適当と認める方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、適当と認めます。次に「諮問第19号 上越市カルチャーセンターの使用料の変更について」適当と認める方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、適当と認めます。次に「諮問第20号 上越科学館の使用料の変更について」

適当と認める方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、適当と認めます。次に「諮問第21号 スポーツ公園多目的運動広場の利用料金上限額の変更について」、「諮問第22号 スポーツ公園庭球場の利用料金上限額の変更について」、「諮問第23号 スポーツ公園野球場の利用料金上限額の変更について」適当と認める方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、適当と認めます。

以上で諮問内容全てが終わりました。どうも御苦勞様でした。

【体育課：國元課長】

ありがとうございました。私の説明の仕方と資料が整っていない点でご迷惑をお掛けしましたが、答申をいただいてありがとうございました。

【熊木会長】

資料は確実にお願いします。

— 用地管財課、産業振興課、都市整備課、生涯学習推進課、体育課 退室 —

【中川委員】

今の諮問についてですが、次にこういう件が来たら会長が事前にチェック出来ないですか。

【熊木会長】

事前に配布される内容は皆さんと同じ資料しか来ません。

【中川委員】

会長がこの会場の雰囲気分かるのだから、資料をもっとチェックしなければいけないと思います。

【関川センター長】

確かに事前にチェックするというのもあるのですが、行政改革推進課で一括して資料を作って、それを各協議会に出すものですから、区によっては見るところが違うとか、視点の違いによってもう少し資料が必要だということもあると思いますので、今後、資料を見て、事務局としても別途資料を用意することも必要かと思います。

【高橋委員】

今日、諮問は止めということもあるということですね。

【熊木会長】

諮問の継続審議というのもあるのですが、逆に言うと、基本的には資料があったとしても、諮問の内容の審議と関わってくるかと言ったら関わっていないのですよ。地域住民に影響が出るかどうか、というくらいのレベルの諮問でしかないのです。

【高橋委員】

でしたら、そういう資料にしてくださいということですね。

【熊木会長】

だから、出さなかったというのもあります。

【木澤委員】

100円が200円に上がったと、それだけでいいのです。それで、どれだけ利用が減るか、負担が大きくなるかという話のほうが早かった。

【熊木会長】

我々にしてみれば、地域の人がどれくらいのレベルで使っているか、どういう団体が使っているかというふうに示されたほうが諮問に答えやすいというのはあると思います。今後は気を付けて、私も資料精査しながらやりたいと思います。

それでは、「その他」に移ります。事務局からお願いします。

【荒木係長】

次回の協議会の日程について協議していただきたいと思います。今のところ、諮問等の案件はありません。ただ、平成27年度の地域活動支援事業の採択方針について2月に決めていただきたいと考えております。候補日としましては、2月9日、月曜日か、2月16日、月曜日のいずれかで協議していただければと思います。

－ 日程調整 －

【熊木会長】

では、2月9日、月曜日、午後1時半からでお願いします。

他に、事務局からありますか。

【荒木係長】

特にありません。

【熊木会長】

では、これで終了します。長時間ありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。